

## 平成23年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成23年6月16日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 健	永井 真人	山崎りょうじ
稲垣 達雄	池田 福子	佐藤 修	坂田 修

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協働推進課長	山口 義勝
企画政策課長	加古 和市	総務部長	林 勝則
総務課長	今井 尚	安心安全課長	杉山 月男
税務課長	小笠原忠利	会計管理者	蟹江 芳和
監査委員事務局長	山本 英利	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	野村 清貴	教育庶務課長	石川 典枝
学校教育課長	宇野 成佳	生涯学習スポーツ課長	水嶋 広
文 化 課 長	寺田 和彦		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第39号	市有施設の年末年始休業日を変更するための関係条例の整理に関する条例	原案可決
議案第40号	知立市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第41号	知立市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第42号	平成23年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
陳情第4号	「公共サービス基本法」の趣旨に基づき公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書	不採扱
陳情第5号	ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を定める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第6号	定員削減、給与引き下げ計画の撤回を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
	地方交付税、国庫負担金・補助金の増額、一括交付金の導入反	

- 陳情第7号 対、道州制の導入反対、「地域主権改革」の取り止めを求める  
意見書の提出を求める陳情書 //
- 陳情第8号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3  
原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書 //
- 陳情第16号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情書 //
- 陳情第17号 教育長の不正についての陳情 //
- 陳情第18号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の  
全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意  
見書の提出を求める陳情書 //

午前9時58分開会

○山崎委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第39号 市有施設の年末年始休業日を変更するための関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号について、挙手により採決します。

議案第39号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第39号 市有施設の年末年始休業日を変更するための関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 知立市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

おはようございます。

本会議でこの議題については、その法的なこと

も含めて明らかになったわけですが、緑地3号を今度行政財産から外すということであり、すけれども、そもそも商工会がこの場所に移転をする、そのための条例改正と、こういうことですが、すけれども、なぜ移転をするのか、その辺ちょっとお知らせください。

ここは所管のあれでないのであれですけれども、ここについて、商工会が移転をされるということになると、この議題から少しばかり外れますけれども、ちょっと関連しているのでお聞きをしたいということですが、商工会の跡地に宝町のほうから公民館の御要望や、またコミュニティー施設をつくってほしいと、こんな御要望が出ているかと思えますけれども、その辺の経過だけお知らせください。

○企画政策課長

おはようございます。

それでは、ただいまの御質問でございますが、まず、ちょっと聞き漏らした点かもしれません。行政財産を外すということではなく、行政財産そのままとなっております。

今の、地元の公民館のほうから、商工会館をこのまま移転した場合、跡地を公民館のほうにというお話も私のほうも耳にいたしました。ただ、非常に公民館の跡地、大きな土地となっておりますし、また賃借料もまちのほうでそれを負担するとなると随分高額になるということで、今後部分使用のことも考えられるかと思いますが、地元のほうとも、ほかの土地も今探してみえるようでございますので、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

今回この条例が認められれば、ここに商工会の会館ができるわけです。しかし、ちょっと話は変わりますが、区画整理が宝町のほうで施行されて、現在の公民館が借地ということになるんですね。当然区画整理ですので、減歩がかかり、現在の公民館機能がそのまま維持できないと、そんなことから市のほうに、この商工会館の跡地について公民館を建てられないかと、あわせてコミュ

ニティーをつくれなかと、そんな話になっているわけで、いずれにしてもそうした問題では十分検討してやっていく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、ここはそうした点で、所管のところでは鉄道高架の一部の土地を当面の間、仮設の公民館をつくるようなそんな話も聞いているんですけど、その辺はどうなんでしょうかね。

○企画政策課長

今現在土地を管理しております企画政策課のほうとしましては、そういったことまではちょっと私のほうの耳に入っておりません。

以上です。

○佐藤委員

普通財産として貸し付けをしているわけで、こうした地域の御要望がある中で、この土地をどうするかということが今後焦点になってくると思うんですけども、一部、用途がなければ売却というようなことも聞いているところですけども、その辺の考え方だけちょっとお示しをしてほしいなど。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおり、今のところ、そういった普通財産でございますので、地元の町内公民館という話も耳にしておりますし、また、市役所全体の中でもってその土地の有効活用ということも検討しながら、また、もう一つに、例えばおっしゃるとおり普通財産の売却ということで、現状厳しい財政を支えていく一つの手だてともなるのかなというふうには考えております。

以上です。

○佐藤委員

そうした考えもあるわけですけども、いずれにしても、宝町の公民館問題が深刻な事態に、もともとあそこは借地ということもありますし、深刻な事態に、来年の3月までに移転をという話があるわけで、そうした点では時間的な余裕はないわけで、ぜひ商工会館の跡地、普通財産を、そうした地元の意向も酌んだ中で、あるべき姿をきちっとしていくということがとても大切かなという

ふうに思いますので、その辺は十分しんしゃくして、今回この条例でもって商工会館が移転をするということに伴ってそうした問題が出ているわけですので、その辺はきちっとしてほしいなと思いますけど。

副市長、この辺、地元の方たちが土地をほかも探しているという課長の言葉がありましたけれども、なかなかこれも宝町全体を見ると難しいのかなと、あいている土地がなかなか一団の土地は余り見受けられないということを見ると、ここに落ちつかざるを得ないのかなということも含めて、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますけど、御見解をお示してください。

○清水副市長

宝町町内会からは、今議論がありましたようなことでの要請も文書でいただいております。その中では、今の区画整理の中で原籍がお示ししてあるわけですが、現状それが個人からの借地であるというような点、それから、宝町としてはこの機に集会施設と、それから祭りの関係のいろんな資材の倉庫が、これはまた別のところでお借りをされているようですが、これも今後は不透明だというようなことで、そんなことも考え合わせながら、新しい場所をとということでのお話がございました。

そういった中では、いつかは今の区画整理の移転補償という中身の中で、仮集会施設とかそういうことはできるわけですが、それ以後の話についてはまだ、今お話にありましたように非常に心配なということですか、その後のことがはっきりしておりませんので、そういった意味では、今のこの土地もそういった要望が出ておりますので、そういったことも市としては全体の中で検討をさせていただきたいと、このように考えております。

○佐藤委員

そうした点で、文書で要望が来ているわけですけど、そうした点での回答はいまだになされていないかというふうに思いますけれども、ぜひ、地元の皆さんの要望事項、書面でいただいているわけですので、その後の要望や事態の変化を含めて、ヒアリングを含めて、そうした地元の望む方向で

解決できるような、そんな御回答をされたらいいかなというふうに、私は思っていますけれども、ぜひそんな点で、来年の3月ということが期限になっておるわけで、時間的にもそう余裕がないので、それがぎりぎりでも回答を寄せられても、じゃ、この公民館をどこへ建てるんだという話も含めて事が進まない、こんな事態になるので、ぜひその辺は早目の結論をいただいて、いい方向での結論をいただいて、地元と調整していただくことを求めていると、こんなふうに思います。どうでしょう。

○清水副市長

今申し上げました地元からの御要望、断片的な記憶で大変恐縮ですが、さまざまな視点からのいろいろな要望、たくさんの項目でいただいておりますので、なかなか時間をいただかないと結論が難しいというような部分もございます。

今の土地の問題については、今御質問者もおっしゃいましたように、これはそんなにゆっくりやっておったのでは地元にも御迷惑をおかけする話ですし、区画整理との絡みもございますので、できるだけ迅速な検討、そういったことに努めてまいりたいと、このように考えております。

○山崎委員長

ほかにございませぬか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号について、挙手により採決します。

議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第40号 知立市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の

一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

議案第41号、市税条例の改正をする条例ということで、東日本大震災にかかわる雑損控除の特例と、それから住宅ローンの税額控除の適用期限の特例と、こういう中身でされているわけですが、現在、東日本大震災で被災をされた方がこの知立市にはお住みになっているのか、その辺はどうですか。

○税務課長

この今回出させていただきました税条例に関しましては、ことし1月1日現在で住んでいる所在地での課税という形になりますので、現在この条例改正に伴いまして該当する方はおりません。

ただし、うちのほうで調査をさせていただきまして、法人につきましては3企業、特徴におきましては10企業が被災地域の中にございますけれども、今のところ、全企業につきまして被災を受けたという報告等は受けておりません。

それと、あと一つ、当社が東京なんですけれども、支店のほうが被災地域の中にありまして、減免とかそういうものではなくて、納期の延期をしてほしいという要望が1件出ております。これにつきましては、検討しまして納期延長のほうを認めていくという方向で検討しております。

あと、市民税につきましては、反対に1月1日に知立にみえた方で3月11日までに被災地域のほうへ転居された方が1名おられます。その方につきましては普徴でしたので、うちのほうから、1名の方でしたので直接電話をかけさせていただきました。確認して被害はないという確認をとらせていただいております。

あと、固定におきましては、うちのほうで把握しているのが4名の方を確認しております。この方につきましては固定ですので、土地、建物は知立市にございます。そして、3名の方については

被災地域への転出でしたので確認しましたところ、単身赴任のような方で、市内に家族の方とか奥様とかそういう方がみえましたので、連絡をとらせていただいて、市内のほうに送付させていただきました。

それと、最後1件の方につきましては、海外へ転出した方でしたので、その方の送り先が被災地域で茨城県でしたけれども、そちらのほうにはそのまま送らせていただいて、返送等はございませんでした。それで、そのまま収納のほうもさせていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員

知立では直接お住まいの方はないと、いろいろ経過のある方はこんな形になるわけですが、例えば固定資産税について4名の方が知立市に土地、建物があるということですが、向こうのほうでお住みになって、被災をされたという方ですか、この方は。知立に4名の方が土地、建物があると、課税対象であると。

○税務課長

申しわけございません。

4名の方につきまして、全部知立市内で住んでみえて、そのときだけちょうど被災地域のほうに行ってみえたということで、家族の方とか親族の方はそのまま知立に住んでみえます。

○佐藤委員

それで、今現在はそういう方がみえないですけども、これから原発の収束がなかなか見通しが立たない中で、被災された地域にそのままどまり続ける方と同時に、転出を余儀なくされて知立市に来られると、そんな方もみえないとも限らないということで、こうしたものが適用に、この場合なるんだろうというふうに思いますけれども、そうした方がみえたときは当然罹災証明がこうした減免の対象になったときに必要かと思うんですが、その辺はどうか。

○税務課長

申告等ですと、今回の条例の提出の中身ですと、平成23年度の震災による被害を、平成22年度で

告修正ができるということになっていますので、平成23年度の市民税に関して、現地のほうで修正をかけられて、そうした方が来年の1月1日前に知立市に転入されて、1月1日で申告されるということになりますので、その以前の申告で被災ということである程度確認ができるものかなというふうに思っております。ちょっとその確認方法については、まだ確認をしておりません。

○佐藤委員

わかりました。

それで、具体的には、条例、字がたくさん書いてあるので、それぞれの雑損控除とそれから住宅ローンのことについて、簡単に説明してください。簡単にいいです。

○税務課長

まず、23条ですけれども、23条におきましては東日本大震災に係る雑損控除の特例ということで、震災が今年の3月11日ということですが、ここで起きました被害分について、これを平成22年度の所得から控除できるという特例をこの23条のところで記載させていただいております。その中には、平成22年度の損害ということで認めますので、平成23年度では被害はなかったものだというものが2項のほうで記載させていただいております。

3項におきましては、親族、扶養親族ですとか奥様の資産について被害を受けた場合もこれも同様ですよということです。

それと、4項におきましては、先ほど言いました平成23年度の被害を平成22年度に持っていきますので、平成23年度は被害がなかったものとするということが書いてございます。

5項におきましては、この1項の適用を受けようとする場合には、適用を受けた旨の申告をして早く今年度、現地のほうで申告をするときにその旨を申し出てくださいということが書いてございます。

24項におきましては、個人の住宅におきまして、実際に平成25年度から、平成23年度はまだ3月11日まで建物があって、そのまま住んでおりますの

で、平成24年度の申告におきまして控除は適用できるんですけども、平成25年度以降が建物が無い場合には、普通は控除の対象にはならないというものを、特例としまして控除期間について適用しますよということが24条のほうで記載させていただいております。

以上でございます。

○池田福子委員

確認だけさせていただきたいと思うんですけども、この2の住宅ローン減税適用の特例なんですけれども、今でちょっとイメージがわいたんですけど、これは、親戚の方とか身内の方がこちらで家を建てた場合というイメージでよろしいんですか。

○税務課長

いや、この場合は、向こうのほうで、震災を受ける前から住宅ローンを借りて家を建ててみえた方、その方が震災を受けますと、それまで住宅ローンを10年とか15年借りて控除の対象になって10年とか15年やっておると思うんですけども、その途中で建物がなくなってしまうと、基本的に住宅特別控除は、建物とか住んでいないとなりますと控除の対象が外されてしまいますので、建物がことしの3月までありました。ありましたので、来年の申告時点では、平成23年度住んでおまして、その建物がなくなる前に住んでいたということが根拠になりまして、平成24年度は控除の対象になります。ですけども、平成25年度以降は建物もありません、建物に住んでおる事例もありませんので、平成25年度以降は住宅特別控除の、税額控除の対象外ということになってくるんですけども、それを控除を受けられる期間、そのまま継続して適用させていこうというものでございます。

○池田福子委員

要するに、知立に住むとは限らないという人たちですかね。

○税務課長

知立に住んだ方でも向こうのほうで住宅控除を受けていた方が知立市に見えて申告した場合に、

以前から住宅控除を受けてみえれば、それで申告をそのままできますということです。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号について、挙手により採決します。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

総務からちょっと伺いたいと思います。

一般管理諸費の案内標識等点検調査委託料というのが、ちょっと具体的にわからなかったので、お聞きしたいと思います。

○総務課長

答弁の前に、写真を撮った資料がございますので、委員長、配付をさせていただいてもよろしいですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

具体的にというようなことでございます。

主要道路に占用している市有施設、観光地等の案内標識、これは資料の1番でございます。それから、地境にある市の市名表示、これ、2番、3番でございます。及び市内の多くの電柱に取りつけられた住所表示看板の、これは一番下になっておりますけど、点検と台帳の整備を行うものでございます。

現在、市有施設や観光地等の案内道路占用物は各課所属でばらばらに管理されており、知立市すべてを網羅した台帳はございません。また、市名表示及び住所表示板は、台帳は未整備でございます。

今回補助金を活用して、道路占用物を点検し、位置図を含めた台帳整備を行うものでございます。

以上でございます。

○池田福子委員

そうすると、点検する手続のための委託料だという解釈でよろしいですか。

○総務課長

点検と台帳の整備をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

そうしましたら、金額も絡むことですので、ここには書いてないんですけど、どこに何をどれだけという、そういうことも明示していただくとわかりやすいかなと思います。

○総務課長

総額は707万5,000円でございますが、事業費の内訳といたしまして、人件費が588万9,000円、この内訳といたしまして、新規雇用者が4名、従来雇用者が2人、それから、あとは物件費ということで118万6,000円ということで、車両とか事務費とか、そういった内容になっております。

以上でございます。

○池田福子委員

私が聞いたかったのは、物件は何件ですかと。

○総務課長

物件につきましては、これが今言いましたよう

に定かではない、うちのほうが把握しているものにつきましては、少し質問の趣旨と違うような形になるかもしれませんが、ばらばらに管理しているということで、主なものでございますが、施設の案内標識というのは、市営駐車場は1基、これは土木課が管理しております。体育館につきましては1基、これは総務課、それから文化会館が2基、これは文化振興課、それからリリオの2基については市民課のほうが案内看板とやっておりますが、あとの主なものというのは総務課、私どもが所管しております、知立市役所3基とか、それから文化広場、八橋かきつばた園1基、それから図書館、歴史民俗資料館2基、福祉の里八ツ田1基ということでございますけど、これ以外にひょっとしたら昔のものがまだ中に残っているのではないかと、そういうようなこともございます。

それから、市境にある市名標識というのは、これは、2番、3番、その他というような形になっておりますが、これが、知立市、行ってらっしゃい知立市というような形になっておりますが、これは管理が、どこの課が管理しておるかということが不明でございまして、どこにどのような形についているかということもちょっと不明でございます。それから、推測でございますが、行ってらっしゃい知立市というのは、昔、青年会議所が設置したのではないかと推測しております。

それから、電柱に取りつけられた住所の表示板というのは、これは管理がちょっと不明になっておりまして、市内のN T Tの電柱に取りつけられておりますが、台帳整備のため、件数は不明でございます。これは、昔は町内会が、これも推測でございますが、管理したのではないかと推測しております。

それから、昔の書類をしてみると、うちのほうの総務課が、地元の区長の要請に基づきまして16カ所つけた資料は残っております。

それから、上重原特定土地区画整理事業について、こういったものをつけましたので、これは安心安全課が管理しております。



以上でございます、件数については、何件と  
いうようなことは、ちょっと申しわけないんです  
けど、そのことを把握するために、道路ごとにす  
べて一回チェックをしたいというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

○池田福子委員

そうすると、それらをきちっと台帳で管理化で  
きるようにする委託料という考えでいいわけです  
よね。

○総務課長

そのとおりでございます。

それから、台帳ができたときにつきました  
では、庁内で、住所表示板というのが今現在本当  
に必要なのかとか、そういったことを議論もいた  
しまして、看板がこういうような形で管理がよく  
わからないような形が、次のときに、古くなった  
ものについてもまた新しくしていくということが  
必要性があると思いますので、そういう面も含め  
まして、庁内の中で検討していきたいというふう  
に思っております。

以上です。

○池田福子委員

ありがとうございます。

もう一つ伺いたいのが、10款教育のほうですけ  
れども、文化会館管理運営費、これもちょっと具  
体的に何にどう使うのかということをお教えいた  
だけますか。

○文化課長

文化会館管理運営費の中の、今回は文化会館の  
自主事業補助金という形で予算を計上させていた  
だいております。

この補助金でございますけれども、一般質問で  
もございましたけれども、この補助金は、財団法人  
の地域創造から直接法人格のないちりゅう芸術  
創造協会に受けることができないために、地域創  
造から定める助成金交付手続きに基づきまして、一  
たん知立市が地域創造から受け、その助成金をち  
りゅう芸術創造協会へ補助金という形で出してお  
ります。知立市の腹を借りて、創造協会へお金を

出すという中身のものとございます。

それで、あと210万円の根拠でございますけれ  
ども、今回モモというタイトルでプロの劇団うり  
んこがやりまして、その費用が480万円ほどかか  
ります。それから、入場収入を引いて、約420万  
円が残りになるわけですが、その2分の1  
を地域創造が助成金で出すという形になっており  
ます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○田中委員

私も1点だけ。先ほどあった案内標識のことに  
ついて一つ確認させていただきたいんですが、今  
人件費で588万円というお話があったんですが、  
それが新規4名、従来の方が2名ということなん  
ですが、この588万円、どれぐらいの期間で考え  
ているのかということについてお聞かせください。

○総務課長

期間につきましては、平成23年度の7月から11  
月の5カ月間を予定しております。人件費分につ  
きましては、一応3カ月ということで見込んでお  
りますが、新規とそれから従来の方がどういう形  
でなるかということは、その5カ月の中で振り分  
けをするような形になっておりまして、台帳整理  
も含めてそういうような形になっております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

約3カ月か5カ月間ということなんです、こ  
れ、一応案内標識等ということになっていて、今  
写真をいただいたように、案内標識だけではなく  
て住所の表示板もあるんですが、これ、市内にこ  
の案内標識以外にいろいろ、これはだれが設置し  
たものかわからない看板というんですか、例えば  
迷惑駐車をやめましょうとか、ごみのポイ捨てを  
やめましょうとか、ああいったものも町内会が設  
置したものもあれば、聞くと、あれは私たちはつ  
けていないよ、多分市の人がつけていったんだよ  
というものもあるんですが、そういったものの管

理に関しても、いま一つ不明確、もっと極端なことを言うと、のぼり、のぼりもそうなんですけど、あれも町内がもらっていつつけたものもあれば、最近つけられた白いかわいらしいポイ捨ての、あれは多分市の職員の方がつけていったものも多分あると思うんですが、つけられた翌日に真ん中から折られていまして、八ツ田のやつが。私、撤去させてもらったんですけども、あれもやっぱり見苦しいと、かえって環境美化的にもよくないですし、そういったものも一緒に見て回るような余力が、この口数の中にあるのかどうか、お聞かせください。

○総務課長

今のところ、そういったものについては、積算の中には入ってございませんけど、もともと道をずっと歩いて調べるだけの話ですので、件数的に、こういったものも一緒に調べてくれということは可能だというふうに思っておりますので、それがどこまでという範囲だと、調べることについては、うちのほうがしっかりとしたものを、こういったものを調べてくれということじゃないとだめだと思いますので、そういったことについては、臨機に対応できるというふうに考えております。

○田中委員

ありがとうございます。

せっかく有効なお金を使ってやる事業ですし、恐らく歩いて、知立市内隅々を歩いて回るのだと思いますので、それは町内のものを勝手に私が外すと何かいろいろあるかもしれないですが、いい機会ですので、一度隅々まで見ていただいて、美化の部分を含めてやっていただければと思います。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず、今の件ですけれども、先ほどちょっと課長の話聞き逃したわけですけれども、これは、先ほど緊急雇用でこれ、対応するわけですね。そうすると、新規に4名の方を雇用し、継続2名

ということは、これは調査委託料というふうになっていきますけれども、継続2名ということだと、その関係が委託の関係で、もともと受けられていた業者の方が引き続き別の事業の内容で委託を受けると、こういうことになるのか、その辺の関係がちょっとわからないので。

○総務課長

この新規4名、それから従来の雇用が2名ということは、うちのほうを考えておりますと、新規全員6名ということになりますと、会社のほうも大変だというふうに考えまして、従来の職員は2名は使ってもいいよと、あとは新規の雇用者でお願いしたいというようなことを、ちょっとそういうようなことを考えておまして、まるっきり6名だという話になってくると、受ける会社のほうが少し大変ではないかと。現地で指示したりとか、そういったことも出てくるのではないかとということで、従来の職員は2人使ってもいいというような考えで2人、それから新規職員は4名というような形になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

ということは、4名の方が新規ということで、継続と言いましたが、従来の方が2名ということは、この委託を入札なりで落札をして、その緊急雇用の費用の件費分を2人分充当してもいいですよと、こういう中身だということですね。

○総務課長

ちょっと質問の意味が違うかもしれませんが、うちのほうは先ほどから言っているとおり、新規雇用者4名、従来の雇用2人を雇って、その賃金の単価自体は違いますけど、そのような形でやってほしいというような形に頼んでいくというような形だと思います。

新規職員を受けたときに、うちのほうが4名と言っておりますので、それを3名にするとかということは、それはいけないことでございますので、4名は4名、従来の職員については2人を使っていたかというような形になるかと思っております。

○佐藤委員

そうすると、ちょっと話がまだ飲み込めていないので、この588万9,000円という人件費は新規の方4名だけなのか、今の話だと2人を使ってもいいですよということですから、従来の方と従来の賃金できたわけですけれども、そうした方もこの588万円の中に含めるということなのか、その辺ちょっと関係がわからないので、お知らせください。

○総務課長

新規職員につきましては、中で言いますと4名分というのは、人件費が372万2,000円というような形になっております。従来の雇用者2人というのは216万7,000円という形になっておまして、合計で588万9,000円になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

受ける会社が大変かどうかということとはともかくとして、本来の緊急雇用の措置から見れば、新規雇用をふやすということが趣旨かなというふうに思うんですけども、その委託を受けた会社が、その従業員を引き続き2名雇用する、雇用というか、2名についてもこの仕事でこれだけのお金を払いますよということで、緊急雇用の費用を使われるというのはちょっとどうなのかなという疑問がわいてくるんですよ。

その辺の考え方は受ける企業も、先ほど課長のほうは大変だと言われましたけれども、リーマン・ショック以後のそうした問題を受けて、失業者を救済するために、この緊急雇用という制度がつくられ、基金が積み立てられてきたという経過から見るとどうなのかなという疑問がわくんですけど。

今年度いただいたその基金の事業も終わるわけですけれども、従来そうした形で緊急雇用をやってまいりましたが、今回と同じようなケースがあったのかどうか、その辺はどうでしょう。

○総務課長

緊急雇用のことですが、もともと今までの仕事をしていたときに失業をされて、短期の雇用というような形でつなぎ的な雇用を提供する

んだというような形になっております。今質問者から言われたとおりに、確かにたくさんの方が雇用できれば、一番それはいいことだというふうに思うんですけど、ただ、その会社が受けて、じゃ、新規の職員だけで、内容的に台帳も含めてきちんとしたものができるかという、そうではないんじゃないかということで、うちのほうとしては従来は2人、それから新規職員というのは4名、これは新しく雇ってくださいよというようなことになっております。

以上でございます。

○佐藤委員

仕事の内容からすると、継続して雇用されている方がおったほうが妥当なのじゃないかと、こういう判断ですね。

それで、これは6月補正ですので、これが可決をされるということになると、入札に当然なと思うんですけども、これはいつぐらいに入札はやられるんですか。

○総務課長

議会のほうが議決をいただきまして、できるだけ早い、うちのほうといたしましては先ほど言いました7月ぐらいから取りかかっていきたいというふうに思っておりますので、なるべく早いときに実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

これについて、どのような企業といますか、入札に参加できるのはどんな企業なのかなというふうに思いますけれども、その辺は、もちろん看板を設計したり、設置をしたり、そうした会社があるわけですが、そのような会社を対象にして入札をかけると、こういうことでしょうか。

○総務課長

まだ、業者の選定までについては、具体的に検討に入っておりません。質問者が言われるとおりに、そういった企業になるかというふうに思っておりますが、随契とかそういったものはやめて、競争入札を予定したいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

知立市でも生活保護を受給してみえる40代の方や、そういう働ける能力のある方も生活保護を受けているというような状況があるわけで、当然これ、入札ということになりますと、入札を落札した業者がハローワークを通じて募集をかけるというふうに思うんですけれども、そうした点で、ハローワークを通じてということが基本になっておいて、幅広く、これはどここの市に在住しているということは問わないわけですよ。しかし、そうした状況を考えると、知立市でもそうしてハローワークに通ってみてもなかなか仕事が見つからないと、そうした方たちもみえるわけで、そうした点では、入札の条件にそのことをすることはできないんですけれども、何かそうした方法がないのかなということをお聞きしたいと思っております。

○総務課長

質問者の言われるとおりに、私もそういうような特定なことができれば知立市内の方から採用していただきたいというような形を思っております。一度うちのほうで、どういう形になるかということはお聞きしたいと思っております。もしそういうことができれば、一度そういうようなことを検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、この緊急雇用はたしか3カ年ということかなというふうに理解してはいるけれども、現在の状況は、東日本の大震災があり、そのことを通じて雇用状況が決してよくなっている状況ではないということを考えると、国に対しても、この緊急雇用の事業を引き続き継続することも含めて要望することも必要ではないかと、こんなふうに私は思うんですけれども、この点、林市長、どうでしょうか。国に対して、この基金事業を継続することを求めていると思っておりますけれども、どうでしょう。

○林市長

今、佐藤委員のおっしゃられたこと、もったもであるとお認識しております。国等、関係機関のほうに機会をとらえて申し上げていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、先ほど田中委員のほうから、その他の看板についてもということがありましたけれども、今回、案内標識等の点検を実施されるということですので、とりわけ震災ということを考えますと、こうした設置している柱そのものが倒れてしまえばそれまでの話ですけれども、少なくとも落下やそういうことを防ぐと、現状把握して、傷んでいるものは取りかえる、落下防止、そんなこともこの事業の企画をされた内容かなというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○総務課長

その点は言われるとおりでございまして、写真を撮ってきますので、そのときにある程度見た感じしかわかりませんが、気がついた点については、特に注意してうちのほうに報告するような形をとらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

こうした形で看板設置を点検するということがありますけれども、若干所管は違いますけれども、民間等の看板もたくさん、所管はちょっと違うかもしれないけれども、震災やそういうことに、落下防止ということの一つの企画の内容だとするならばそうした点も、地震対応ということの落下防止と、設置やその他については所管は違うかもしれないけれど、防災という観点で、その他の民間看板等についても一遍点検する必要があるのではないかと、これはちょっとそれぞれの所管で対応しているところが違うかというふうには思いますけれども、そんなことも、ぜひこの内容でできるものかどうかということはお聞きしたいと思っております。そうしたこともこの際必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長

今提案していただきまして、どのような形でこういうものができるかというのは、ちょっとまだ検討してみないとわからないということだと思いますけど、必要があればこの中で、今質問していただきましたことにつきましても、取り入れることについては取り入れていきたいというふうには、一度検討させていただきたいというふうには思っております。

○佐藤委員

この中で、すべてそういうたくさんの設置をされている看板等をできるというふうには私自身は思いませんけれども、しかし、この6月の議会は東日本大震災を受けて多くの方が一般質問において防災対策、これを議論したわけですね。そうしたことを思うと、その防災の大もとであるところで、総務部のほうで、そうした所管が担当しているものや民間のものについても、どのような方法が妥当か私はわかりませんが、一遍総点検をしてみると、こういうことが必要だというふうには思いますけど、総務部長、どうでしょうね、この点は。

○総務部長

今回標識等の点検ということで台帳をつくらせていただくわけですが、これはあくまでも知立市の設置、また、それに近い形での設置があったらろうと言われるものについて点検するというご事情でございまして、個々、民間個人のものについてまで今回の点検項目ではありませんので、そこら辺はちょっと難しい中身があるかと思えます。

ただ、回っていく過程の中で極端に危険だなと、例えば、国、県のそういった表示のものあるでしょうし、また個人のものがあるということであれば、そこら辺は回っていただく人の目で見た中で、もし緊急を要するものがあるのならば、所有者がわかるならば、そういったほうへ通報させていただくということは考えられると思いますが、基本的にはこの調査の中にはそういった項目としては今現在考えていないという状況ではあります。

○佐藤委員

もちろん今回のやつは、予算措置上も限られた

ものですので、これで、私はやれということじゃなくて、そうした中身でこの際、そうした市内にある公共のものについては今回こうですけれども、そうじゃないものも含めて、一遍、どこでどういう手法、どこがやるのかということはいろいろ議論がありますけれども、市民の安全確保ということを見たときに、例えば設置をされている企業なりそういうものがあれば、そこに一遍現状どうなっているんですかということ調査することを含めて総点検をしてほしいと、こんなふうには思いますけど、副市長、この点で、手法や段取り、方法、今、私、思いつきはしませんけれども、そうしたことがこの際必要ではないかというふうには思いますので、ぜひそうした点も、今回の事業ということではなくて、今後検討していただいて、早期にそうしたことを実施してほしいというふうには思いますけれども、どうでしょう。

○清水副市長

今御指摘の防災の面、あるいは交通安全の面、そういった意味でいろんな屋外広告物というのがあるわけでございます。そういったことは、私どもの屋外広告物の所管の課、あるいは愛知県もこれ、関係をしてまいりますので、その辺とも一度打ち合わせをしながら個別にそういうことがお願いできるのか、あるいは広く一般的な話として、広報なりいろんなものでそういうものの安全点検を個々にお願する、そういうことを促すとか、そういった啓発もできるはずですので、そんなことも含めて一度検討させていただきたいと思えます。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいというふうには思います。

それで、下の災害支援費と、これも本会議での質疑がありましたけれども、仙台まで職員を派遣、保健師を派遣すると、そして現地での車の調達ということが予算化をされ、なおかつこの間被災地への市備蓄品のそういうものも放出をされて支援をされたということで、補充分ということでありますけれども、本会議などで議論になったのは、一般市民も含めて、職員も派遣ということじゃな

くて、個人としてボランティアに行つて現地を助  
けたいと、そういう人たちも、そうした意思を持  
つ人もおられるというふうに思いますけれども、  
私も知っている方が、石巻でしたかね、ボランテ  
ィアに行きましたけれども、ホテル代や一部を支  
援してもらえると本当に多くの善意の人が参加で  
きるのではないかと、そんな感想を述べられてお  
ったわけです。

そうした点で、林市長は、このボランティアの  
登録制度ですか、何かそういうものをつくつて支  
援をしたいというようなことも表明されましたけ  
ど、その辺、もう一度どんなお考えなのか明らか  
にしてほしいなというふうに思います。

○協働推進課長

支援に向けて市民のボランティアの方、そして  
市の職員にボランティアとして募集をしまして、  
登録制度を採用し、そのときが来ましたら、復興  
にあてての支援に行つていただくような形をつ  
つていきたいとは思つております。

○佐藤委員

この東日本の大震災は、ちょっとの期間とい  
うことじゃなくて、相当長期にわたつてそうしたボ  
ランティアの活動が必要になるであろうというふ  
うに当然思えるわけで、そうした今表明されたよ  
うな中身はいつぐらいまでに立ち上げていかれる  
のか。その際には、先ほど言われたように、市の  
職員として公務で行く場合は税でもつてその費用  
が賄われるわけですが、個人ということで、もち  
ろん個人ですので基本的に個人の方が負担され  
るのは当然だという議論は当然あるわけですが  
けれども、しかしながら、そうした形で行かれる  
方たちについて、その費用の一部を、何に充当す  
るものを助成すればいいのかはちょっとわかりま  
せんけれども、費用の一部を支援すると、そんな  
ことも今準備をされている表明された中身に含  
まれているのかどうか、その辺も含めて明らか  
にしてください。

○協働推進課長

費用の面もそういった形で支援していく考え  
はございまして、どういう形でできるのか、一般

方から基金を募つて、基金として蓄えておつて  
それで支援していく、また、市のほうも予算計上  
をさせていただいて、支援していくような形がで  
きるものがあれば、支援をしていただくというこ  
とは考えております。

○山崎委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

それで、基金を募る、もしくは予算措置をする  
ということですが、もちろん支援は長丁場  
にわたるわけですが、いつぐらいをめどに  
してそうした方向性を明らかにして、基金を募  
るなら市民の皆さんへの周知、呼びかけをしな  
ければいけないし、また予算措置を、基金とあ  
わせながら予算措置をするならば、どんどん先  
延ばしということじゃなくて、今にも行きたい  
という方がみえるわけだと思うんですね。事実  
行かれると、そうした点では、いつまでも先  
延ばしをするということではなくて、例えば今  
回は6月ですので、9月の9月補正でそうした  
予算措置もして、可決されたら速やかにそれ  
が適用されると、こうしたスピーディーで機  
敏な対応が求められているんじゃないでしょ  
うか。どうでしょう、その点。

○協働推進課長

委員のおっしゃるとおり、長丁場にわたつて  
この問題は支援していかなければならないと思  
つております。ですので、できるだけ早い時期  
に社会福祉協議会、ボランティアセンターとも  
連絡をとりながら、体制を確立していきたい  
と思つております。

○佐藤委員

課長が今できるだけ早くということをお  
っしゃいましたが、この点で、市長はいつぐ  
らいをめどにということをやられるのか、予  
算措置が必要

ならば、少なくともこの9月補正と、こういうことになろうかと思うんですけども、そうした考えがあるのか、その点どうですか。

○林市長

本会議と同様の答弁になろうかというふうに思いますが、これまでは国、県の動向を見ながらというのもあったんですけども、これから市としてやるについて、財源ということであります。

今課長も申し上げましたように、基金をつくって、そこに寄附金等を募っていくという一つのこともあるわけでありまして、今、社会福祉協議会とも相談をして研究しているわけでありまして、私もそう遅い時期ではなく、早い時期ということを考えているわけでありまして、それを補正予算でやるのか、はたまた流用をかけさせていただいて、後々にそのところに補正をかけるのか、また本会議でも御提案いただいたように、予備費を流用していくのか等々、一度、今内部のほうで検討をさせていただいているところでございます。

○佐藤委員

そうすると、少なくとも今の市長の答弁は、補正予算をかけるのか、現在の予算措置の中で流用するのかということになりますと、市民の善意の募金、それを積み立てた基金ということとあわせて、そうしたものを税をどのくらいの割合になるのか私はわかりませんが、少なくとも税を充てると、こういう答弁だったというふうに理解して、市長、よろしいですか。

○林市長

今内部で検討させていただいているのは、基金をつくるにしましても、やはり種金と申しますか、一定の額は税等で入れさせていただいて、その後市民の皆様方、また企業の皆様方に御協力をいただくということも一つの手かなということで考えております。

○佐藤委員

今内部で検討、社会福祉協議会と協議をしていると言っていますが、社会福祉協議会はどのような御意見をお持ちなのか、その辺いかがですか。

○協働推進課長

社会福祉協議会の会長、事務局長、それから担当を含めましてお話をさせていただいております。その中で、市と社会福祉協議会の立場を確認しながら、どんな体制でお互いの協力がし合えるのか、そんな相談をさせていただいて、支援する方向で検討をさせていただいております。

○佐藤委員

早い時期ということでありまして、市長は種金を税でやって、なおかつ基金をつくるにしても種金が必要だということで、そうした基金、市民の善意の皆さんの募金を募って基金を積み立ててそれに充てるということでありまして、ぜひともそうした計画が、今は協議ということですけども、固まりつつありましたら、その内容も議会のほうに書面でぜひお知らせをいただきたい、ぜひそうした点では早い時期に、流用ができないということであれば9月補正ということによろしいでしょうか。どうでしょうか。

○林市長

そうですね。そのあたりも含めて検討させていただいているということでございます。

○佐藤委員

期間はその辺のことも含めてだと、それ以上のことは市長は答弁がしたくないと、こんな感じですので、私は、少なくとも流用できれば早い時期にこれは可能だし、それができなければ9月でやって立ち上げると、こういう理解だというふうに受けとめました。

それで、もう一つお聞きしたいわけですけども、14ページで基金繰り入れということで財政調整基金、これは本会議の質疑もありましたけれども、今回の補正で実際にこうした形で繰り入れるわけですので、基金残高はどのようになっているのか、その辺まず聞かせてください。

○企画政策課長

今回の補正予算で3,437万円といった金額を財調のほうから繰り入れをさせていただきまして、財調の残高といたしましては、この6月補正後の残高が2億7,000万円ほどとなります。

以上です。

○佐藤委員

それと、もう一つは、一般質問だったかどうかちょっと忘れてしまいましたが、企画部長のほうから、東日本大震災があって国の予算措置がという話の中で、例えば学校の太陽光発電、予算計上しているわけですが、それもままならないというようなことが言われましたけれども、これは東日本大震災のせいなんですか。ちょっとその辺の事実関係をお知らせ願いたいんです。

○企画政策課長

本会議の中で部長が答弁させていただいた内容につきましては、東日本大震災によりまして、私たちのほうから、財政面でどんな影響が出るのかということを試算といいますか、各所属のほうに、国とか県からの国庫または県費のほうから予算を上げている事業にどのような影響が出ているかということ、うちのほうで確認させてもらいたく通知をしまして、それを各事業により100%の内示をいただいた既に内示をいただいているものもございまして、まだ内示が出ていないものもございまして、その中でも、希望しておったよりも非常に低いといいますか、内示額が抑えられたという事の事業が幾つかございました。

今回、その影響というのは、やはり東日本大震災のほうへ充てられるというか、理解をしておりますので、いたし方ないというふうには考えておりますが、全体の中でも9億5,000万円ほどの要望に対して、今現在まだ8億円ほどの内示しか出ておりません。その中で、まだ内示が決定していないといいますか、全く報告がないというものもございまして、今現在9億5,000万円から8億円となっている差の1億5,000万円、それが不足する事態となっておりますが、この全く内示自体が留保されている事業が5,000万円ほどございまして、この5,000万円のうちの一部は、一定額については今後まだ内示があるのかなという予想もしております。

ただし、そういった形で、今現在そういう状況でございますので、今後市においては、各原課の

ほうで計画しております事業を精査していきながら、どの事業を進め、また、できれば先送りにしていくという事業もよく検討していかなければ、すべて不足分が一般財源の投入というのは難しいということで考えますので、よく検討しながら今後の事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、内示が出ているものが8億円で、そうじゃないものが1.5億円あり、その中でも留保が5,000万円あるということでありまして、留保ということは内示の可能性があるということでしょうか、先ほどそんなような感じですけど、その点、一遍確認させてください。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

ということは、1億円については、これが予算措置がされない可能性があるということですね。可能性ということで、市として可能性があるということを見込んでいるだけで、国のほう、県のほうから、これは出ませんよという話にはなっていないわけですよね。その辺、どうでしょうか。

○企画政策課長

今のところ、うちのほうで出しました1億円というのは、所属のほうからそれぞれの関係省庁のほうに問い合わせをして、県のほうにも問い合わせした結果でございますので、1億円ほどは足らなくなるものだというふうには理解しております。

○佐藤委員

そうすると、それぞれの所管部が国、県に確認をした結果こういう中身だということでありますけれども、もちろん負担金は別にして補助金、交付金、いろいろありますけれども、この中身について、全体の財政を預かっているわけですので、例えばこの1億円の不足分はどんな事業で、交付金という形になればそれぞれ幅が広いわけですが、補助金としてこれが出ないということになれば、その事業は文字どおり予算措置ができな



ということになりますので、その辺の関係は、この1.5億円の中でどういう中身になっているのか、また、主な事業がわかればここでお知らせを願いたいというふうに思いますけど、どうでしょう。

○企画政策課長

今のところ内示率が100%でないもの、要はここで減額が出ておるものにつきましては、数々の事業がございます。

順番に、簡単に大きなものだけ少し申し上げていきますと、まず、都市開発課で計画しておりました土地区画整理事業においても、当初要望額につきましては7,900万円ほどのものが内示といたしましては4,700万円ほど、内示率としましては59%と、不足が3,200万円というようなもの。あと、下水道課のほうの管渠整備、そちらの事業につきまして整備事業ほか、私どものまとめた資料が下水道課の事業ということでのものがございますが、それが要望額が2億6,000万円あったものが内示額といたしましては1億9,000万円ほど、内示率が74%、不足額が6,500万円ほど。あとは、土木課のほうのやはり道路事業につきましても、要望額が5,500万円ほどのものが内示額としましては4,400万円、内示率としては80%、不足額が1,100万円というものが、工事に関してはそのようなものがございます。

あと、水道につきましても、西町の配水場の建設事業において、要望額といたしましては6,000万円ほど予定しておったものが5,760万円、内示率が96%、不足額が240万円になります。

それ以外にも数々の事業の中で一律カットとかというものもございまして、すべて申し上げますとお時間の都合上省略をさせていただきます。

以上です。

○佐藤委員

今回、これからまだどのようになっていくかわかりませんが、市民生活やその他に予算措置を、予算計上を3月にしているわけですので、これを担保するということが至上命題なわけで、しかしながらこういう関係の中にあるということ

ですので、私たち議員も通った予算を審議し、またそれを議決したという責任があるわけで、当然のことながら、そうした国との関係の中で、こうした大幅な減額を余儀なくされるということでもありますので、その事業について当然知っておかなければ市民に説明ができないわけですので、ぜひそれを口頭で書き切れないものや細かいものはともかくとして、長くなるのでそういうことですが、一週間の資料を、試算された資料を全議員に明らかに配りください、書面で。まず、そのことをお願いしたいと思います、どうでしょうか。

○企画政策課長

私が先ほど申し上げた金額というのが、すべてにおいてこの震災の影響でもっての内示率ということではないというふうにも想像いたします。今現在各課のほうで紹介させてもらった数字は、先ほど申し上げたとおりでございますので、あくまでもすべてが東日本大震災の影響ではないということをお承知していただいたということで、資料のほうの提供はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員

資料提供、ぜひお願いします。

東日本大震災の影響がないとは私も思いませんけれども、しかしながら、国において今年度予算は可決をしているわけですが、その裏づけとなる法案が特に国債発行において可決していないと。いまだにこれが国会のほうを通過していないと。もちろんいろいろあるかと思うけれども、そんな影響もあって、そうした内示が国のほうとしてできないという関係になっているんじゃないですか。この辺の認識はどうでしょう。

○企画政策課長

私も委員と同じ考えでございます。

○佐藤委員

東日本大震災ということが関すると、何でも我慢をせないかと、こんな流れでは困るなどということ、あえてこの問題を聞かせてもらいました。

ですから、国の予算がその半分近く40兆円そこそこが国債に頼らざるを得ないと、その法案が可決をしていないということも大きな影響にこれはなっているわけですね。

そんなところで、今回こうした形で減額もやむを得ないというような認識を示されましたけれども、しかしながら、内示が出ているものは、それなりに今言われたようにその額しか出せないよということですので、それから1億5,000万円、留保についてはいいですけども、この1億円が、留保5,000万円について100%内示がこれからあるかわかりませんが、そこでも減額の可能性があるので、そして、この1億円については内示そのものがないということになるわけで、この1億円が充当すべき事業というのは何かということも、先ほどの話の中で減額されたものは明らかにしていただきましたけれども、この1億円を充当するものは何かということについても、ぜひ明らかにしていただきたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○企画政策課長

今後そのように減額となったものを、議会のほうではすべての事業をお認めいただきまして進めようと思った計画でございますが、すべてを一般財源の投入となりますと今後の市の財政状況を考えましても厳しいところがあるのではないかとこのように想像されます。

したがって、よく事業を精査いたしまして、不要不急というんですか、そういったものは少し検討させていただいた中で、どの事業を進めていくかということは一度検討させていただきまして、また議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

それで、こうした形になってまいりますと、先ほどの財政調整基金が2億円と、これが当初予算が決められて今回6月議会ですけれども、これが9月、12月という形の中で、不用額等の精査が進んで、これが繰越金と、繰越金の中から財調に繰

り入れるものという形で、この間はそれなりの金額が見込めていたわけですがけれども、今回このような形になるとますます厳しい実態だなということが当然予想されますけれども、現時点で予算がどんどん執行されているわけではないわけですが、来年度の財調の見通しや来年度組むに当たって必要な、もちろん財政規模にもよりますが、そうした点の見通しは、現時点の段階でどのような見通しを持っているのか、その点だけ明らかにしてください。

○企画政策課長

この3月補正後の段階において2億7,000万円というふうに申し上げました。今後9月の補正においては、決算も終わっておりますので、通年からいきますと繰入金を少なくしても財調のほうに積み立ててもいいというような形の金額が残ってまいります。今、これは私のほうが単純に試算をしておる数字でございますが、9月補正においては5億円ほど繰り入れを少なくできるものではないかなと。また3月においても、通年でいきますと7億円ほどの繰り入れをせずに済むといえますか、ということを考えますと、12億円ほどそこでまた繰り入れせずに済む金額が出てくるのではないかなと。

ただ、これはあくまでも先ほどの国、県からの補助金、交付金というのが減ってくるということもございますので、通年の例として考えますと5億円、7億円、計12億円というふうには考えているんですが、そのあたりも少し難しいところがあるのかなと。

最終的に、今年度一般会計のほうに14億円を繰り入れたわけですが、来年度も繰り入れが14億円せめて以下であれば、まだありがたいのかなというふうには思います。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、財調が現在の残高2億7,000万円ですか、それにこの12億円といっても、来年度は何とかかつかつかの状態ですらうことが可能なかどうかというぎりぎりのラインだと。しかし、

それ以後を見るとなかなか厳しい財政運営が強いられるなどというのが実感ですけれども、その辺、いかがですか。

○企画政策課長

まだ来年度につきましては、今回私のほうで、担当のほうで試算しておる中では、今後の税収の伸びでございますが、税収につきましては、この平成22年度が予算よりも若干多目に入ってくるのではないかな、また、次に、平成23年度につきましても、まだこのときは震災の影響もございませんので、比較的平成22年度と同じような額が予想されるのではないかなと。

ただ、平成24年度になりますと、反対に東日本大震災の関係で、各企業の影響でもってちょっと市県民税等も下がってくるのではないかなというふうに予想されます。したがって、平成24年度が厳しいということでございます。

その中で、今後の財政調整基金の残高が、これまでずっと積み立ててきたものが、平成22年度のときに何年かぶりに実際減になってしまった、今後も少しずつ減になっていくのではないかなという予想をされますが、年度ごとの事業をよく見きわめながら、少しでも繰入金が少ないで済むような形での施策を考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、1点、案内標識等点検調査委託料について質問させていただきます。

今までのやりとりの中で、ちょっとおさらいですけれども、こういった観光案内等々案内看板を点検して台帳整理していくんだということで、台帳整理した後は、すべてこういった看板は総務課の管理のもとにやっていくと、こういうことでよろしいですね。

○総務課長

そういうことではございません。ただ、現状を一度調べまして、一番いい方法、といいますのは、

これからまた一回調べて次にまた台帳が不整備になるということは避けたいというふうには思っておりますので、それも含めて市内のほうで、所管するところについてはどのような考えという形で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○永井委員

ということは、台帳は整理するけれども、こういった看板は何課だとかそういうことはまた別の、台帳の中で整理されるわけですか、この看板は何課が担当するんだとか、そういうふうな理解ですか。

○総務課長

整理いたしまして、今案内看板でも先ほど説明したとおりに、総務課のものと各課というような形になっておりますので、一つ例をとってみますと、案内看板というのは一番よく知っているというのは、所管のところが一番よく知っているというような形だと思いますので、総務課のほうで管理をしておってもただ看板を管理しておるだけで、市民の方からあそこの看板は実際に例えば見にくいよとか、そういったことが声が上がりますとそれは所管課のところが上がってくると思われますので、そういったことも含めて、どのようなところが管理をするということが一番いいのかというような形で検討していきたいというふうに思っております。

○永井委員

じゃ、それではそういうことを踏まえて一つお聞きします。

これは既存の看板を点検していくということですが、現在知立市内で、市民の皆さんからあるいは他の市の方から声が上がっているように、どうしてここに看板がないんだという声を聞きません。

具体的な例でいいますと、国道419号線を、これ、高浜の方からの要望だったんですけども、高浜のほうから419号を来て知立市役所に行きたいといったときに、419号、有料になる手前の左

側に折れますよね。おりて側道を走っていくと、そうすると一番最初に新林のAパンさんがある角の交差点にぶち当たります。高浜の方がおっしゃったのは、ここから真っすぐ行ったら市役所が近いのか、左に曲がったら市役所が近いのか、あるいは図書館、文化会館に行くにはどっちへ行ったらいいんだというお話をよく聞きます。なぜあそこに看板がないのかということですので、あそこに看板設置の要望をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長

看板の要望につきましては、ただ、今うちのほうがやるというのは、現状を一回把握したいというふうに思っておりますので、市役所の看板とかそういった調べた後に、どうしてもそういうような要望があればまた検討するというような形になると思います。

特に、市境の市名表示というのは、ついておったりついていなかったりというのは、やっぱりそれはおかしいというような形が出てくると思いますので、そういったものも含めて一度検討するというような形になるかと思えます。

以上です。

○永井委員

できれば、実際にどこに依頼するとかそういうことは多分、例えば観光案内だったら観光課とか、そういうのがあるでしょうけれども、市民の窓口としては、一括で総務課なら総務課、あるいは協働推進課なら協働推進課といった窓口は一本にして、そこから各課にこういう要望が来ているよというふうにお願いしておきたいが、いかがでしょうか。

○総務課長

質問者の言われるとおりでございます。中で検討していきたいというふうに思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

---

再開 午前11時38分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第4号 「公共サービス基本法」の趣旨に基づき公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いいたします。

○田中委員

それでは、陳情第4号につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

元請と下請の話は、もともと民民の契約でありまして、自治体自体が努力することについては、経営の安定化のために年間を通して安定な事業量を計画的に発注することであったり、そのようなことが重要だと思われます。

賃金については、すべての職業と契約形態を問わず、あまねく救済されるよう、公契約の形ではなく労働基準法や最低賃金法で対応すべきだと思いますので、反対の意見を述べさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませつか。

○佐藤委員

今、この公共サービス基本法の趣旨に基づいて、公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書提出を求める陳情書ということであります。

この趣旨は、もう既にこの公共サービス基本法というものが制定をされました。私は一般質問でも、この間公契約を求めてきたわけであります。そうした意味では、この公共サービス基本法はまさに公契約をできていない状態のもとですけれども、それを促進する内容の法律であるということであります。

その根拠が、第11条、この公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備ということで、第11条は、国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者は適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関して必要な施策を講ずるように努めるものとするというような形で、努力することを国、地方公共団体に求めているわけです。これは紛れもなく、公契約の精神に基づく規定であります。

ですから、こうした公共サービス基本法が制定をされたということで、東京新宿区は、この趣旨に基づいて公共調達に関する指針を発表し、労働チェックリストなども提出の義務づけを行っている、ということであります。

したがって、この趣旨から見れば、当然のことながら国はその責務において地方公共団体も施策の立案をし早期に実現するということが当然であります。

先ほど田中委員のほうから、元請と下請の関係について民と民の関係だということが言われました。確かにその部分だけ見れば民と民であります。しかしながら、公契約法は、またどういふものかといふば、いわゆる公、公共が、国なり地方自治体が発注をする工事、役務、物品等を含めて公共

調達と、その税を使って調達をされるものについて、元請が受けたとしても、それが1次下請、2次下請、3次下請に従ってダンピングをされて、これが低賃金に強要されるということが、本当に妥当かどうかということは、この間絶えず問題になってきて、国のほうでもそうした調達のあり方について、最低制限価格の制度の充実や、また低入札調査制度の充実をこの間一貫して、そうした指針も出して改善を求めて来、この知立市においてもそうした一端の中で改善がされてきたというのが実態であります。

公共のものが安ければ安いほどいいんだという考え方は今日的には成り立たない。そんな到達の上でこうした公共サービス基本法が制定された、こういう趣旨にかんがみれば、当然のことながら、良識のある知立市議会としてはこうした趣旨にのっとり、この国にそうした具体的な施策の展開を求めていく、公契約法を制定していく、これは至極当然な流れではないかと私は考えるものであります。

したがって、この陳情については賛成ということでお願いをしたいと、このように思っているわけであります。そんなことで、ぜひ委員の皆さんも賛成ということでお願いしたいなというふうに思います。

○山崎委員長

ほかにございませつか。

○明石委員

行政改革の一環として管理されているもので、財政規模の問題、また逼迫した財政と各行政の財政事業等々を考えますと、早く決まればいいということでもなく、現時点では問題があると考え、不採択とさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませつか。

○稲垣委員

陳情第4号につきまして、市民クラブとして不採択の立場で討論させていただきます。

公共サービス基本法第11条を確実に実施できる

よう、国の責務において具体的な施策を立案し、公共サービスに従事する労働者の適正な賃金、労働条件と雇用の安定、継続を保障させる形での公契約法につきましては、行政において公正、公平に取り扱われると思います。

本陳情につきましては、市民クラブとしまして賛成いたしかねます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

陳情の内容にさわる前に、我々知立ど真ん中の会が陳情、請願に対してどういった趣旨で接していくかということを、まず前もってお話しさせていただきます。

我々知立ど真ん中の会としては、陳情、請願の中身の精査も当然大切ではありますが、意見書が特について、添付されている陳情、請願につきましては、これは市民の意見であると、あるいは国民の意見であるということを重んじまして、基本的には意見書を出し、そして国のレベルでしっかりと議論していただく、そういった観点から採択をしていきたいというふうに思っております。

この陳情第4号につきましては、公共サービス基本法、この11条を確実に実施していきたい、せっかくなつく法律ですのでしっかりと守っていただきたいというこの陳情者の意見を尊重させていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第4号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第4号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第4号「公共サービス基本法」の趣旨に基づき公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第5号ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見があれば発言をお願いいたします。

○田中委員

陳情第5号につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

これに関しては基本的に、先ほどの市政会として公契約法について考えを述べさせていただきましたが、それと同じ趣旨ということで反対の立場とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○佐藤委員

先ほどの公共サービス基本法、この趣旨が精神を同じくするものだというふうに私は思います。

それで、このILOの第94号条約は先ほどのものと同じでありますけれども、公契約法の制定を求める議会、意見書が700近く、この間上がっていることも事実であり、そして既に千葉県野田市や川崎市などが公契約条例を制定し、また、先ほど紹介した新宿、豊田でも公契約にかかわる条例に至らなくても、そうした指針を出し改善をしていこうと、こういう流れであります。

そして、国においてやらないということで、自治体の中でこうした動きが少しずつではありますが広がりと、そして議会においてもこの公契約を求める声が高まっていると、こういう状況の中で当知立市議会でも、ぜひ国に対し

てこの条約を批准するように求めることは至極当然ではないかと、こんな趣旨から賛成したいというふうに思います。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

公契約における労働条件に関しまして、まだまだ障がいの問題に宙に浮いているところもございまして、公契約も検討しなければならないことがまだまだたくさんあり、これも早く決まればいいということでもなく、現時点では問題ありと考え不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

陳情第5号 ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、陳情書に目を通したところ、内容について熟知できておらず、市民クラブといたしましては不採択とさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

先ほどと同様でございます。陳情書の意見をしっかりと尊重して、そして国でしっかり議論していただきたい、そういった観点から賛成させていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第5号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第5号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第5号 ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第6号 定員削減、給与引き下げ計画の撤回を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、陳情第6号 定員削減、給与引き下げ計画の撤回を求める意見書の提出を求める陳情書につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

行政機関の定数削減は今求められている行政改革においては欠かせないものであります。また、給与に関しても業績不振に苦しむ民間に合わせる形で人事院が勧告を行っているものであり、現時点では適正であると考えますので、反対の意見で言わせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○池田福子委員

この定員削減、それから給与引き下げ計画の撤回を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成の表明をいたします。

国家公務員の定員は、行政機関の職員の定員に関する法律によって上限が制限されております。にもかかわらず、たび重なる合理化で、05年から09年をめぐりに2万人の削減を既にされております。その残った人たちをベースにして、平成14年度をめぐりにさらに10%合理化しようとする計画がなされております。

近年、国家公務員の職務も複雑多岐にわたり、さらに人員削減の影響で、そのしわ寄せを受ける過度な労働量になっております。その影響は、本来国民のために職務を全うし、生命、安全、

生活にかかわる権利の確保という行政サービスにゆがみさえ生じているのが現状だと思っております。

震災現場に赴き、救援作業に従事し、日夜奮闘している職員もいます。その間、そのいない間、職員の分まで業務をこなさねばならない住民サービスが滞ってしまいます。ましてや命や安全にかかわる職務ならば、手を抜くこともできません。心身ともに疲れ果てれば士気も下がってしまうことだと思います。その上さらに追い打ちかけるべく給与の引き下げが加われれば、心情的にはどうなるかということは火を見るよりも明らかだと思います。ひいてはプライドまで奪ってしまうのではないかと感じております。

これは危惧するにとどまらず、このことは民間にも波及することです。既に民間では労働条件が下がり続けております。給与にしろ労働形態にしろ厳しくなる一方、国家公務員が下がれば、次に公然と地方公務員、さらにまたまた公然と民間にも及ぶのは必至であります。先ほど言われましたように、民間に合わせるといことは、またそろって下がっていくということにほかならないと思います。

公務員に一方的な給与引き下げというのは、労働争議権が認められておりません。ですから生活権の侵害として、憲法違反とも言えるのではないのでしょうか。ましてや復興財源などの財源確保のために下げようなどということは言語道断だと言えます。むしろ給料を下げることによって、景気の後退が加速し、そして人員削減で失業者はふえる、ますます増加するのではないか、日本経済にとって大きなマイナスになると思います。

日本全体の問題として考える限り、この意見に賛同いたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

行政改革を進めるためには、適正な定員と給与が必要であり、必要でない人まで確保するこ

とはいかなものかと思えます。適材適所、多いところは減らすべきだと考えます。また、人事院を無視するののかということですので、定員削減計画を撤回することは今のところ無理がありますゆえ、本陳情は不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

陳情第6号。これまで行われてきました定員削減により、国民の暮らしや生命、安全、生活にかかわる権利を保障する行政分野のサービスに大きなひずみを生じさせているとは思いがたく、業務遂行上不可欠な要員の確保や良質な行政サービスの提供が困難となっているとは思えません。

よって、定員削減及び給与引き下げ計画の撤回を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、市民クラブといたしまして不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

私、今回のこの陳情に関しましては、定員削減、給与引き下げ計画の撤回を求める、基本的にはこれは反対であります。

しかし、政府の暴走、むやみな定員削減、そういう暴走を防ぐために、こういう意見もしっかり受けとめて、政府が頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、そういった観点でこの意見は採択させていただきたいと思えます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第6号について採択することに賛成の委員は挙手願います。



(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第6号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第6号 定員削減、給与引き下げ計画の撤回を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第7号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額、一括交付金の導入反対、道州制の導入反対、「地域主権改革」の取り止めを求める定める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、陳情第7号につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

この陳情者が上げられている幾つかの内容についてですが、一部この陳情者が言う部分、理解できる部分はありますが、一括交付金の導入、それや道州制の導入などについては、メリット、デメリットについてまだまだ今後調査研究が必要だと思われまます。また、地域主権につきましても、その自治体に合ったよりよい行政を進める上では今後必要だと思われる改革であり、組織と権力が強大化した中央官僚から地方に移譲を進めていくということは、国家として必要な改革だと思われまますので、この陳情については反対の立場で意見を述べさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

我が公明党は、地域主権改革の推進を重点政策の一つに掲げており、よって本陳情は不採択とさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○佐藤委員

私はこの陳情に賛成であります。

まず、地方自治の拡充のために地方交付税、国庫負担金、補助金の増額、名前を変えて地方自治体の自由な裁量ということで、一括交付金というものがこの間議論をされて一部実施をされてきたわけでありまます。しかしながら、この補助金行政がいかんだということが盛んに言われていますけれども、この補助金行政が本当に精査をされていかんだったのかということが、検証はまだ十分されていないというふうに私は考えるものであります。

というのは、一番下のほうにナショナルミニマムとセーフティーネット、こういう点で見たときに、いわゆる規制緩和という議論と一体でこれがやられてくる。それが、例えば保育園の問題でいえば設置基準の緩和というような形で、こうした問題があらわれてきているわけでありまます。そして、そうした問題について当市議会では、例えば子供たちの設置基準の緩和に反対するそんな陳情が出て、意見書を採択したという経緯もございません。

それから、地方の自由な裁量ということで、一括交付金ということがありまますけれども、ある程度のものは裁量が必要なものもあろうかということはあるまますけれども、基本的に全国あまねく基本的なサービスについては国が責任を持つという、この立場をどんどん掘り崩していく、こういうこととしっかり結びついていることや、地域主権改革、しかし、国民主権という言葉はあっても、地域主権という言葉は造語として作り出されてきたわけです。

これは地方分権という言葉が、自民党時代には使われて、民主党政権になって地域主権改革、こういう言葉の使い分けはされているわけでありまますけれども、そうした点で、本当に国民主権に基づくという、この根本をないがしろにして、地域主権という言葉だけがひとり歩きするということは、大変国民サービスにとって問題がある

のではないかというふうに思います。

それと、東日本大震災が発生いたしましたけれども、このことを見るにつけ思うことは、この間市町村合併が強引に行われてきて、自治体規模が拡大をしまいったわけでありまして。それと同時に、先ほど議論になった地方公務員の削減、これも一体として進められてきたわけですけれども、しかし、今回の震災を見るにつけて、大型の市町村ではなくてある程度の規模を持った自治体が多数存在するということが、そうした被災者の住民を救済することや当面の避難所生活を確保する、そうした点で大変機能をしている。しかし、残念ながら、津波という事態の中でその職員も、減らされてきた職員も命を失う、こんな事態の中で苦境に戸惑っているわけですね。

そんなことを見ると、安易な削減は、いざとなったときに、国民生活をしっかりと担保できないということも明らかになり、また、道州制という形で大きくなると、そうしたことに機能しないということも明らかではないかと私は思っているわけです。

知立市を見るにつけて、4キロメートル四方の小さいまちの中で、どの議員も端から端までしっかりと把握できる、そのことを通じてこそ市民サービスをきっちりと担保できる、こういう内容ではないかというふうに私は思ひまして、こうした点での陳情が採択をされることを求めるものであります。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

陳情7号につきましては、市政会田中委員同様でありまして、地域主権改革など国民の最低限度の生活、権利を守る責務を放棄したものは考えにくく、市民クラブといたしましては不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

もうずっと言っておりますが、私は、特に今回の陳情、この内容については正直言って反対するところが多くあります。特に道州制の導入は私は賛成でありますし、一括交付金の導入も賛成であります。

しかしながら、国が一括交付金だからといって安く下げられても困りますし、国の暴走を防ぐため補助金等の増額等はしっかり訴えていきたいというふうに思っておりますので、意見書の中身にすべて賛成するわけではありませんが、この陳情自体は採択していきたいと思っております。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第7号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第7号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第7号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額、一括交付金の導入反対、道州制の導入反対、「地域主権改革」の取り止めを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第8号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、陳情第8号につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

核兵器のない世界を目指す、そして非核三原則の厳正遵守をするということは、平和を望む市民としては当然のことではありますが、憲法9条に関しては今後まだ議論を深める必要があると思われ、現時点ではこの意見書については不採択をお願いします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

陳情第8号について述べさせていただきます。

この件につきましては、陳情者が何を言わんとされておられるのか、市民クラブとしては深く理解できないところも多く、市民クラブといたしまして賛成いたしかねます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○池田福子委員

この憲法9条を生かして核兵器のない世界を目指すとともに、非核三原則の厳正遵守を求める意見に対して賛同いたします。

憲法9条は世界の宝と言われているぐらい、他国では非常に評価されています。広島、長崎に原爆が投下されて66年目の夏を迎えようとしておりますけれども、国内では、平和というのは当然のごとく考えがちですけれども、世界はそのようにはいきません。これは、憲法9条が平和のもとに存在する権利を守っているからだと思っております。戦争を放棄して交戦しないと固く誓った9条に守られているからだと思っております。唯一の被爆国として、戦争の悲惨さを後世に伝える義務があるはずで、被爆国だからこそ、悲惨な歴史があるからこそ、全く非人道的な核兵器の根絶を目指さねばならないと思っております。

このたびの原発問題では、原子力の破壊性を実証したと思われ、原発に建設当初から反対する意見も多々あったものを封印してきた経

緯を忘れてはいけないと思います。

平和的生存権、これは人にとって、生きるため、この戦争をしない、平和を守る、命を守る、すこぶる基本的な権利だと思っております。憲法9条のもとに、核兵器のない世界を目指すために、非核三原則である、持たず、つくらず、持ち込ませず、これは正しく理解すれば非常に有意義な原則ですが、これに対してあいまいな解釈をしたということが大問題になっております。かつて、密約の存在、暗黙の合意など不透明な事例もあったようですけれども、今後はこの三原則をしっかり主張、そして自国を守る、国民を守って、次世代に平和を引き継ぐことは私たちの使命ではないかと思っております。

したがって、この憲法9条を礎にした核兵器のない世界を目指す、そして非核三原則をかたくなに遵守することを求めるこの意見に賛同いたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

我が党は、憲法9条については1項、2項を堅持し、加憲ということで、自衛隊の存在あるいは国際貢献のあり方も含めて加えたほうがいいのかどうかを議論の対象にしていこうという姿勢で論争をしているわけで、全体に立っての考え、新しい時代に合った憲法、まだまだ検討しなければならないことが多く、よって本陳情は不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

核兵器のない世界を目指すことは当然であります。非核三原則を守ることも当然であります。ただし、憲法9条、これに関しては議論していかねばならない、改正点もあるのではないかとこのように考えますが、しかし、こういった御意見があるとしっかり受けとめて、政府、関係当局に議論を深めていただきたい、という思いで賛成させていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第8号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第8号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第8号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第16号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、陳情第16号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情書につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

郵政民営化につきましては、国民の民意によって行われたものであり、サービスを民営化することで公平性と競争力を高め、利用者サービスを向上させることを目的としたものです。一部の地域でサービスの低下を懸念するものもありますが、さらなる民営化を進め、企業努力として行うべきものであり、民営化を見直す、逆行することというものは、かつての郵便局を護送船団方式のような形に取り戻すということは、既に時代おくれと思われま。

したがって、この陳情書に関しては反対の意見で述べさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○池田福子委員

この郵政民営化抜本見直しに関する陳情書に賛同いたします。

郵政三事業が民営化、分社化して3年以上経過いたしましたけれども、結果として、見ていただければわかりますように、効率化は進んでおらず、逆にサービスは後退している現状です。

例えば集配、郵便局の統廃合、これは完全民間営業企業ならともかく、ユニバーサルサービスが基本の郵政事業としてはあってはならないことだと思っております。日本国内ならどこでも利便性に公平というのが郵政事業ではないかと認識しております。近くの郵便局が統廃合でなくなったという現実直面したケースは少なくありませんでした。過疎地はますます過疎地化したという現状もあります。地域間格差が極端に生じているのも現状です。

効率性追求のために民営化というかもしれませんが、営利か公共かといえば、事業の内容からすれば公共の福祉の増進にウエートが増すのは免れないことと思っております。むしろ分社化した三事業をいわゆる郵便事業、郵便貯金、簡保生命の経営一体化による相乗効果をいかに効率的運営で図るかという必要があるのではないのでしょうか。

三事業とも全国ネットとして、国内ならばどこでも同じ公平なサービスを受用できるユニバーサルサービスの義務を負うべきであります。それだけ公共性が期待されている事業でもあります。

民営化イコール効率性が上がるという短絡的に結論づけるのではなく、事業の内容によっては、公共の福祉のほうを前面に出して最優先されてしかるべきだと思います。地域に根差して住民と一体化し、見守りながらサービスの提供をする、この三事業がまさしくこれに該当するのではないかと。その思いから、今後郵政事業の進むべき方向を示す意味でも、この意見書に対して賛同の意見を述べさせていただきました。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○稲垣委員

陳情第16号、市民クラブを代表して討論させていただきます。

郵政三事業が民営、分社化されて3年以上が経過しました。陳情者が申される民営、分社化による郵政三事業のサービスの低下など、重大な問題を含んでいるとは考えづらく、郵政民営化抜本見直しに関する陳情につきましては、市民クラブとして不採択とさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○明石委員

我が党は、自公政権時郵政民営化を推進してきたものであります。本運用にこの三事業一体化というのは大変難しいことではないかと思ひ、この陳情に対しては不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○永井委員

私も基本的には郵政民営化大賛成であります。しかし、確かに今の郵便局、サービスが悪かったり、いろんな問題が起こっております。しっかりと郵政三事業、これからも民間としてしっかりとサービスをしていただけるよう、今回のこういった御意見をしっかりと耳に受けとめてほしいと、そういう気持ちから今回の陳情には賛成させていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第16号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第16号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第16号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第17号 教育長の不正についての陳情の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

陳情第17号 教育長の不正についての陳情につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

この陳情者の記述されている内容については、理解しがたいものがあり、現教育長は経歴と人格を審査して任命されたものであり、陳情者を利用したものでもなく、不正に出世したものであると考え、不採択で意見を述べさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○稲垣委員

陳情第17号につきましては、当委員会で討論するにはふさわしくないとします。

よって、市民クラブとしまして不採択といたします。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○明石委員

本陳情の趣旨は、知立市教育委員会との内容であり、平成22年6月当該陳情者と6月議会で議論した中では、教育委員会が問題解決に向けて努力する姿勢を示し、最終的な交渉の話を進めてきました。その後、陳情者はその解決の道の途を閉じました。

したがって、当該陳情者との解決の道は失われました。問題の解決方法、期限、担当者の決定を市議会に求めることについては、市議会の権限に属するものではありませんので、不採択

をお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○佐藤委員

この問題について、この間議会の中でも議論をされてまいりました。この陳情者との関係の中で、教育委員会とさまざまなやりとりが行われたかというふうに思いますけれども、ただ1点、議会の中で明らかになったのは、賃金については、公金ではないということだけは前教育部長がお認めになっていることであります。そして、そうしたことから、税の支弁ではないということから陳情者が監査請求をしましたがけれども、公金ではないということで監査請求が却下をされたという経過をたどってきているわけで、そうした点では、陳情者と教育委員会の間で大変意見というか、そういうものの相違がある中で長引いている問題かなというふうに思っています。そうした点では、なかなかこれ、難しい問題ですけれども、本陳情は早く問題を解決するために、解決の方法、期限、担当者の決定を市議会に求めるというものであります。そして、私は、そうした点では速やかな解決を図ってほしいというふうに思います。

しかしながら、この陳情の中身、市議会としていろいろ書かれていますけれども、理由として、確認できない中身もたくさんあるわけですので、そうした点では、今回これを採択することとはできないのかなというふうに思います。

ただ、速やかな解決を双方が本当にされるということを望んでおりますので、ぜひ真摯な態度で話し合いに応じてくださることを望むものであります。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

議会で議論する案件ではありません。不採択をお願いします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第17号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手ゼロです。

次に、陳情第17号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第17号 教育長の不正についての陳情の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第18号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、この陳情第18号につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

教育現場において、事実を知る権利がある子供たちに対して、よりの確な教科書を採択することは必須の作業であります。検定を通った教科書といえども、細かく検証していけば内容に大きな差があり、子供たちの等しく学ぶ権利を著しく侵害しているものもあります。それゆえ、採択に当たっては、学習指導要領の目標とする項目に従って、細かく比較されるべきであると私は考えます。

今回の陳情の内容につきましては、社会科の教科書について限定されたものではなく、教科書すべてについて新しい学習指導要領に基づいて検証してほしいというものになってはおりますが、私自身が関心があるという部分で、社会の教科書で一つ例を挙げさせていただければ、今回の新しく出

ました公民の教科書についてですが、検定を通った教科書は7社あります。現行の教科書は8社ですが、その中から3社がなくなり、2社が新たに加わるという変更になっております。なくなった3社についても現行の検定は通ったものであり、利用してきた学校もあります。このような変化がある中で、教科書については常に細かく内容を比較検討されるべきであり、それぞれの教科書について公平に審査されるべきであります。

例を挙げれば、学校教育法第21条に上げる義務教育の目標の中に、第2項4、家族と家庭の役割、生活に必要な衣食住、情報、産業、その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこととありますが、今回の教科書では、7社中3社が単元から家族論が消えています。昭和53年版使用版では、全教科書が単元として扱っていました。8社平均で約20ページ半が昭和53年度版では家族論に充てられていましたが、現在使われているものでは、平均3ページ弱と、減ってはいるものの全教科書が単元として扱っています。

先ほどの学校教育法の目標に掲げている中で、今回はさらに減少させ、7社中3社しか扱わないというものは陳情者が心配している内容を十分理解できるものであります。

さらに、平成18年に改正された教育基本法第2条で、公共の精神と我が国の郷土を愛するということが教育の目標と設定されました。それゆえに、当然ながら各社公民教科書には、これらの内容が説かれることが期待されていましたが、これについて詳しく説いている会社は1社しかありません。

また、竹島や尖閣に関する記述でも触れていない教科書もあり、触れていてもコラムにおいて、内容ですが日本海に位置する竹島については、日本と韓国の間で領有をめぐって主張に相違があり未解決の問題となっています。また、東シナ海に位置する諸島については、中国もその領有を主張していますと記載されているものがあります。どちらも、日本固有の領土であることは明らかであり、領土問題は存在していないということが正しい認識の中で、これはもう中立の立場というより

も、韓国、中国の主張の代弁ととれるものであり、こういったことから教科書採択は、前回の踏襲という選択から一歩踏み出すものを期待するものであります。

また、歴史教科書につきましても、まだ出たばかりですべてが検証できていないんですが、前回版、2006年度版につきまして、元文化庁長官三浦朱門さんが公平な立場から比較したデータの中で、歴史についてはより多くの人物を学ぶということについて目標としていますが、同じ歴史教科書の中でも、一番多く取り扱っている会社は263名の歴史上の人物を取り扱っている中で、一番少ない教科書は154名しか取り扱っておりません。単純に人数が多い少ないがいいということではありませんが、目標に対して、やはり学習指導要領の目標を正しく理解した教科書が選ばれるべきでないかと思っております。

いろいろ挙げていくと切りがありませんが、結論からすれば、各自治体の議会につきましては、採択にかかわる教育委員の承認権者として、教育基本法、学校教育法の改正、そして、学習指導要領の全面改訂が遵守されるかを見届けるべきであります。

また、今議会でこの陳情が決議されることによって、PTAを初めとする地域住民も子弟の教育に教科書がいかに重要な役割を持つかに思いをいたし、教育委員会の教科書採択に大きな関心を持って見守ることが大切であると考えます。

また、既にこれに関する請願、陳情に関しましては、茨城県議会、京都府議会、宮城県議会、京都市議会などでも採択されており、本議会においても県教育委員会、市教育委員会にあてて、しかるべきメッセージを送るものとして採択を希望いたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

教科書の採択に対し、適正にやられていると考えます。今のところは見守っていきたいということで、不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○佐藤委員

私は、一般質問で教科書選定について若干のことをお聞きいたしました。そして、その教科書選定に当たっては、前教育長も含めて学識経験者、それからPTAの皆さん、100名相当の方々が選ばれて、そして、それは外部には公表されない、完全な秘密性と公平性を保って採択をされておられるというのが今の現状だということです。

そうした中で、とりわけこの地域の特色にかんがみ、教科書選定に着目をしているということも表明をされてきたわけであります。そうした点では、そうした立場で今後も臨んでほしいなというふうに思います。

田中委員のほうから、さまざま教育の中身について、教科書の内容について触れられました。しかしながら、一般論でいえば、確かにそのとおりであります。しかし、今陳情は先議会の中で出されたものと若干、先議会に出されたものは、歴史の問題やいろいろ過激な文言もあったということがありまして、不採択になったわけですね、当委員会の中では。しかしながら、今回はそうした文言の中ではなくて、極めて公平性を装った形で陳情という形で出されました。

しかし、この陳情は、議会として、市町村の教育委員会、それから愛知県の教育委員会という形で出せと、極めて一般論ではありますけれども、そうした中身になっているわけです。

しかし、今回この団体が出されてきた中身、そしてそれらのホームページを見ると、この陳情では明らかにはしていませんけれども、極めて新しい歴史教科書をつくる会というような教科書を推奨している団体だということが明らかとなりました。

そして、現教育基本法は改正される際に大きな議論を呼んだのは何かといえば、さまざまありますけれども、改正前の教育基本法は、前文で、憲法とのかかわり合いの中で、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すると同時

に、日本国憲法の精神にのっとり、教育の目的を明示するというものであります。そして、第1条には、人格の完成を目指して、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじて自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成と、これが目的でありました。

そして、改正後の教育基本法においては、こうした文言が削除をされて、前文の中では、公共の精神をとうとびと、一般論として公共の精神と、そして教育の目的がうたわれ、第2条の中に教育の目標と、これがすべての教科書に貫かれている公共の精神と相まって、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、これが公民の教科書、社会科の教科書の中にうたわれるようになりました。

陳情者が言わんとするところは、そうした流れの中に立って、文脈の中で、教科書の選定を望まれているのかなと、推測です、これはね、推測せざるを得ません。

しかし、こうした文言が消えたことについては、私は前教育基本法の改正には反対をいたしましたし、当市議会は改正ではなくて堅持をという意見書採択もたしか4度やられているはずだというふうに記憶をしているところであります。

そんなことから、やはりこの公共の精神とは何かということを考えますと、公共というのは、みんながそうだからということでそれに右に倣えということでは基本的にはなくて、本当に真理と正義を愛し、個人の価値をたつとびということで、自立的な精神、こういうことが国を愛するがゆえに、時にはそのありように対して批判的な精神を持つことも、また民主主義のベースとして必要ではないかなというふうに思っているわけです。

ですから、そうであったとしても、現在の教科書選定は、改正教育基本法並びに学校教育法及び指導要領に基づいて選定をされた中身だと、そんなことから、その点では、特定の教科書ということではなくて、西三河の教育採択協議会の中で適切に判断をされ、地域性を加味した子供たちにふ



さわしい教科書を現在も選定していると確信をし、この陳情には不採択ということをお願いしたいと思います。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○永井委員

私も教科書採択、教育委員会の方たちはしっかりとした目を持って採択されていると思います。

ただ、逆に言うと、今後もしっかりそういった目を持っていただきたい、エールを送るために、今回の陳情は採択をお願いしたいと思います。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○稲垣委員

陳情中、第18号でございますが、陳情者の趣旨につきましては十分理解でき、ごもつともでございますが、この中に全面見直しということにつきましては、私ども市民クラブといたしましては、内容を熟知しておらずということでございます、陳情第18号につきましては不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第18号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第18号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第18号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情書

の件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、企画文教委員会を閉会いたします。

午後0時32分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長